

指定訪問介護重要事項説明書

令和 7年 3月 1 日 現在

1. ケアサポートゆう の概要

(1)提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	ケアサポートゆう
所在地	青森県上北郡七戸町字道ノ上118-1
電話番号	0176-68-4780
FAX番号	0176-68-4714
事業所番号 その他のサービス	訪問介護（指定事業所番号 0272501313） 福祉用具貸与（指定事業所番号 0272501305） 居宅介護支援事業 （指定事業者番号 0272501313）
サービスを提供できる地域	七戸町（旧天間林村）

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2)当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名		サービス提供責任者	1名	介護従業者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士 ヘルパー1級	4名	1名		5名	利用調整・技術指導 入浴、排せつ、食事等の生活全般にわたる援助
介護従事者	介護福祉士	2名	10名	福祉用具訪問入浴	12名	入浴、排せつ、食事等の生活全般にわたる援助
	ヘルパー1級（看護師）	3名	1名	訪問入浴	4名	
	ヘルパー2級	4名	5名		9名	

(3)サービスの提供時間帯

	8:00～17:00	8:00～12:00
平日	○	
土曜日		○
日・祝日	×	×
休業日	12月30日～ 1月 3日	

2. 当事業所の訪問介護の特徴等

(1)運営の方針

サービスは、要介護状態の軽減もしくは、悪化の防止又は、要介護状態になることの予防に資するよう、日常生活上の援助の目標を設定し計画的に行うとともに、サービスの質の評価を行い常にその改善を図ります。

- ① サービスは、訪問介護個別計画に基づき利用者が日常生活を行なうのに必要な援助を行ないます。実績の提供時間が、標準的な時間と乖離している場合はケアプランの見直しの提言を行います。サービス個別計画書は介護支援専門員に提出します。
- ② 現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気づきを居宅介護支

援事業所等に情報の提供を行います。

- ③ サービスは、親切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行ないます。
- ④ 感染症の発生及び、まん延防止等に関する取り組みを実施します。
- ⑤ 感染症や災害が発生しても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築します。事業継続計画書(BCP)を作成し、委員会の開催・指針の整備・研修の実施・訓練等の実施を計画します。
- ⑥ 利用者の人権の擁護・虐待防止の観点から、虐待発生またはその再発防止のために必要な指針の整備等を行います。
- ⑦ サービスは介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもって行ないます。常に利用者の心身の状態、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切な相談、助言を行ないます。

(2) サービス利用のために

事 前	備 考
ホームヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	年2回介護実務研修を開催し、その他必要に応じ技術研修を開催します 認知症サポーター養成・継続研修受講
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添って適切なサービスを提供します

3. サービスの内容

(1) 身体介護(利用者の身体に直接接触して行なう介助・自立生活支援)

- ①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④衣服の着脱 ⑤整容介助
- ⑥身体の清拭・洗髪 ⑦入浴介助 ⑧食事介助 ⑨体位変換 ⑩服薬介助 ⑪通院等の介助 ⑫自立生活支援のための見守り的援助(一緒に行う)等

(2) 生活援助(身体介護以外の訪問介護)

- ①調理 ②洗濯 ③居室の掃除・整理整頓 ④買い物 ⑤薬の受け取り
- ⑥衣服の入れ替え、衣服の補修等

次の援助は対象になりませんのでご注意ください。

- ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接本人の援助に該当しない行為
- ③ 日常生活の援助に該当しない行為

(3) 通院等乗降介助 (サービス内容の一例)

- ① 病院・診療所への通院 ②公共施設における日常生活に必要な申請や届出。③サービスの選択のための通所介護・介護保険施設の見学。
- ④ 日常生活の買い物 ⑤選挙など

内容によっては、介護保険では対象外となる場合もありますのでご注意下さい。但し、このサービスは要支援の方はご利用できません。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割です。(下記は加算部分を計上した料金です。)但し、市町村から交付されたより、負担割合証に記載された割合でご利用いただきます。

また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

〔利用料-基本料金・昼間〕

〈利用者負担・・・負担割合証記載分になります〉

サービス時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時 間未満	1時間 30 分未 満	1時間 30 分以降 30 分増すごとに
身体介護	1,790 円	2,680 円	4,260 円	6,240 円	900 円 を追加(四捨五入)
サービス時間	20 分以上 分未満	45分以上			
生活援助	1,970 円	2,420 円	身体介護に、引き続き生活援助を行った場合、45分未満 737円を追加		
通院等乗降介助	1,070 円		通院等のため乗車・降車介助(交通費は別途)		
初回加算	初回2,000 円		新規に訪問計画書を作成した場合等		
緊急訪問介護加 算	一回 1,000 円		計画に記載されない訪問介護(身体介護)を 利用者等の希望により行った時に算定されま す。		
生活機能向上連 携加算(Ⅰ)	月 1,000 円		リハビリテーションの理学・作業療法士・ 言語聴覚士・医師と一緒に訪問し、共同で計 画書を作成した場合		

※ 当事業所は特定事業所加算Ⅱの届出を行っております。

(上記の金額は、所定単位数へ10%加算されております)

この利用料に下記の加算があります。

※ 介護職員処遇改善加算(1)として、毎月算定した総単位の24・5%分

※ 中山間地域等提供加算として サービス提供地域を超え、中山間地域に居住する方は、
所定単位数に5%加算になります。この場合の交通費はいただきません。

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケ
アプランに定められた時間とします。

※ やむを得ない場合で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人
分の料金となります。

※ 夜間・早朝加算は25%、深夜加算は50%になります。

(2) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの
利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前
日午後 5 時までに事業者へ申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされ
た場合取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者
の体調不良等やむをえない場合の取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の即日までに申し出がなかった場 合	利用者負担相当額

(3)交通費・その他

上記1のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は、介護従業員が訪問するための交通費を負担していただくことになります。

境界地から10km まで 50円／1km

境界地から10km 以上 40円／1km

また、地域外の病院受診(通院乗降介助)の際、待機時間料金
30 分毎400円を負担して頂きます。

(4)その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用はお客様の負担となります。
- ② 料金の支払方法
毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、3日以内にお支払いください。
お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
お支払い方法は、現金集金、口座自動引落としの2通りの中から選べます

5. 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業所では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

6. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、電話でお申し込みくだされば、当事業所の職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2)サービスの終了

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了を希望する日の一週間前までにお申し込みください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合(人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます)は、終了一ヶ月前までに、文書で通知します。
- ③自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合。
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の、要介護認定区分が、非該

当(自立)・要支援1・2と認定された場合。

＊この場合、条件を変更して再度契約することが出来ます。

- ・ お客様が亡くなられた場合。

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なく、サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに、社会通念を逸脱する行為を行なった場合、又は、当事業所が破産した場合、お客様は、文書もしくは申し出により解約を通知し、即座にサービスを終了できます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合、又は、お客様やご家族などが、当事業所や当事業所のサービス従業員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. サービス内容に関する苦情

当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 佐々木泉美

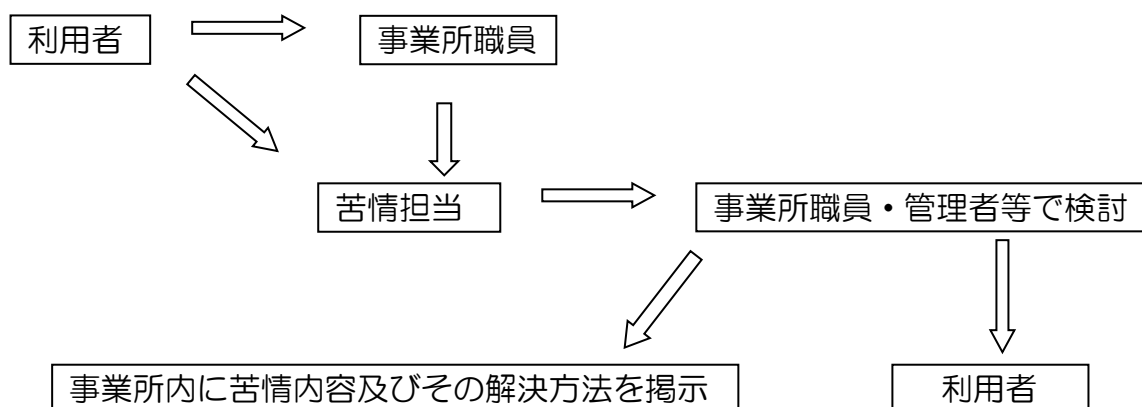
電 話 0176-68-4780 FAX 0176-68-4714

受付日 月～金曜日（但し 祝祭日・12月30日～1月3日を除く）

受付時間 午前8時から午後5時まで

(1) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

七戸町介護高齢課 0176-68-4631（保健センター内）

東北町福祉課 0175-56-3111

六ヶ所村健康福祉課 0175-72-2111

野辺地町介護福祉課 0175-64-2111

青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1336

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

主治医	氏 名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏 名			
	連絡先		電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

当事業所は東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償責任共済契約を締結しています。

10. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

11. 当事業所の概要

名 称	株 式 会 社 ゆ う
代表者	代 表 取 締 役 増山美津子
所在地	青森県上北郡七戸町字道ノ上 118 番地1 TEL 0176-68-4780

重要事項説明承諾書

訪問介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 青森県上北郡七戸町字道ノ上 1 1 8-1

名 称 ケアサポートゆう

説明者

私は、本書面により、事業者から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け、サービスの提供に同意いたします。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名 _____

代 理 人 住 所

氏 名 _____

(利用者との関係)